

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

我が国においては、地下に埋もれていて価値が顕在化していない埋蔵文化財については、知らないうちに破壊されるといったことが起きないような保護の仕組みがある。しかし、地上にある歴史文化資源については、一部の少数エリートの文化財のみが指定や選定、登録を受けて保護されている以外は、本来的には文化財として保護されるべき資産の価値が周知されないままに、喪失していつている。

本市には、歴史的風致を維持向上する建造物として、宗像大社（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）や鎮国寺、恵比須神社、八所宮、唐津街道赤間宿の町屋などが存在している。

このうち、歴史的、文化的に価値の高いものは、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例によって、その保護に努め、また、地域の自然、歴史、文化などからみて景観上の特徴を有し、良好な景観形成において重要な役割を果たすものについては、景観法に基づく景観重要建造物の指定に関する調査・検討を行うなど、その保全に向けた取組みを進めている。

このように、文化財行政と景観行政の両面から、歴史的建造物の保存・活用を図っているが、それらは市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のごく一部にすぎない。

それ以外の多くは行政による保護の対象とはなっておらず、特に民間所有の歴史的建造物においては、所有者等の高齢化や相続等の問題により修理等が進まない、又は老朽化による破損や耐震上の問題により修理等を迫られているものも多くある。

さらに、所有者等の理解が得られず、調査も行われることなく、その価値が十分に認識されないまま取り壊されるなど多くの課題を抱えており、今後も歴史的建造物の滅失が懸念される。歴史的建造物は一般の建築物と比較してその適切な維持管理には多くの手間や費用がかかる。近年では、ふるさと納税やクラウドファンディング等の仕組みを活用した保全の取組みも全国で展開されつつあることから、これら所有者等に対する維持管理の負担の軽減等の支援措置が求められる。

指定等文化財といえども、同様に老朽化や後継者不足など建物の保存に関する課題に直面しているケースも少なくない。

歴史的風致の重要な要素となる社寺は、その建物規模が大きいこともあり、多額の修理・修繕費用がまかなえず、老朽化が進んでいるものも多い。

市指定有形文化財候補である八所宮では、建築経過年数からくる老朽化のため、土塀の崩壊や石垣の孕み(変形)が進行しており、建物への近寄りが制限されている。

この状態は、建物崩落の危険性もさることながら、歴史的景観の魅力の価値を半減させる要因となるなど、歴史的建造物としての保存・活用が十分に行われているとは言えない状況にある。宗像の歴史文化の価値や魅力を多くの人々が享受できるよう、積極的かつ効果的な活用に向けた整備や公開等が望まれる。

なお、不特定多数の見学者を受け入れる所有者等が安心して、積極的な公開活用を実施するために、火災や盗難、棄損・汚損、破損を防止・抑制する取組みが必要である。

(2) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する課題

まず、我が国の文化財保護システムには、世界遺産の保護システムに組み込まれているような、いわゆるバッファゾーン的な手法を持たないという欠点がある。この文化財を取り巻く周辺環境の保全にどう取り組むべきかという課題がある。

歴史的建造物の周辺においては、これらと調和しない屋外広告物や電柱電線類、道路の附属施設などによる景観の阻害が見られるところも多く、歴史的風致の魅力を減退させる一要因になっている。

また、歴史的建造物単体が適切に保全されていたとしても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物の空き家化による景観阻害や跡地が中高層建築物や駐車場へ転用される事例も見られることで、優れた眺望景観やまちなみ全体としての連続性が失われることになり、結果的に歴史的風致の維持向上を図ることができない。

具体的には、電柱電線類等の景観阻害要素については、宗像大社（沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）周辺やみあれ祭の陸上神幸、八所宮の御神幸祭の経路等にもみられ、華やかな神輿や行列等の後ろに電柱や電線が写り込み、興をそがれるなど歴史的風致の魅力を減退する一要因にもなっている。このため、無電柱化や道路美装化によるまちなみ景観の整備や周辺建造物の外観修景によるまちなみ景観の維持・再生が求められる。

屋外広告物については、平成 27 年（2015）より宗像市屋外広告物条例を施行し、景観に配慮した屋外広告物となるよう、宗像大社周辺等の許可基準を強化しているが、適法に設置している既存広告物は、変更・改造時期まで現状のまま表示・設置できる経過措置を設けているため、更新がまだ進んでいない。違反広告物は、簡易なものは市民と市が協働で撤去活動を行い、それ以外は市が適宜指導し是正しているが、より効果的に歴史的風致を向上させるためには、重要な歴史的建造物周辺や御神幸経路の屋外広告物の撤去・修景を重点的に進めることが必要である。

優れた眺望景観の保全に関しては、三宮で構成される宗像大社の特徴の 1 つとして、それぞれが位置する沖ノ島、大島、九州本土の眺望があり、中でも中津宮の大島御嶽山遺跡に隣接する御嶽山展望台は、沖ノ島と九州本土を眺望でき、三宮の一体性を実感できる貴重な場所であることから、中津宮の歴史的風致を高める再整備が必要である。

このほか、木造の建物が密集する歴史的な市街地等の多くは、古くからの町割りや道筋が歴史的な風情を醸し出す一方で、火災や地震等の災害に脆弱であることから、歴史的な市街地としての文脈に配慮しながらも、住民が安心して安全に暮らせるよう、防災上の観点からまちづくりを進めていくことも重要な課題となっている。

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援に関する課題

社会的な背景の変化や農業技術の進展等に伴い、祭礼等の伝統行事や伝統産業の必要性が薄れ、行われなくなったものもあるが、長い歴史の中で形を変えながらも現在に受け継がれているものが今も市内の各地で数多く営まれている。

特に価値の高い祭礼等の伝統行事については、文化財指定等により保護が図られてきたが、たとえ指定されて保護された場合であっても、その保護のために有効な支援等の対策が講じられなければ失われてしまうおそれもある。

具体的には、八所宮の御神幸祭を始め地域に根付いている伝統行事等の多くは、高齢化による担い手

の減少を始め、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、その保存・継承・伝承が困難になりつつある。住民が参加しやすいように日程を休日に変更したり、かつては参加者を限定して行っていた行事の門戸を広げて実施したり、祭礼の内容を簡略化したりするなど、継承に向けた努力もみられるが、様態の変更により、それらの持つ本来の意味が失われてしまうという課題も併せもっている。

海の信仰にまつわる祭事などの中には、まだ調査が不十分で歴史的な経緯が不明確なものがある。祇園祭や四十四賀など、市内の複数の地域で開催される伝統行事もあるが、その背景や活動の全容が不明であったり、いつの間にかなくなってしまった遙拝の風習など、維持向上すべき歴史的風致に至らなかったものもある。

活動の主体は人であり、その存続は地域住民の手に委ねられている場合が多い。これら伝統行事の継承に取り組む各種団体等の活動を活性化するような効果的な支援の仕組みが十分でないことも大きな課題となっている。これら行事の担い手の育成を始め詳細な記録作成や文化財指定など維持継承のための措置が求められる。

(4) 歴史文化の認識の向上に関する課題

市内には、極めて価値の高い文化財と併せて、地域においてのみ認識されている歴史や伝統を色濃く反映した建造物や祭礼等の歴史文化資産が数多く存在する。

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」は、祭りや年中行事等の風俗習慣、地域において伝承されてきた民族芸能や民族技術等であり、その多くは地域の人々の生活の一部として日々の暮らしの中に溶け込んでいる。

その風俗習慣等が歴史文化資産として認識されないまま、現在に受け継がれているものが多く存在する。

しかし、これらは、身近な歴史文化資産であるにもかかわらず、学術的な調査や検証が不十分な面もあり、その価値や魅力に多くの人が気づいていないものも多い。

また、それらのなかには、高齢化による担い手の減少を始め、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、いつの間にかなくなってしまった風俗習慣など、維持向上すべき歴史的風致に至らなかったものが存在していたことも事実である。

そこで、忘れ去られて、消え失せてしまうおそれのある歴史文化資産などに光を当て、改めてその価値や魅力に触れ、知ること、市民が身近な地域の歴史文化に関心を持ち、その価値や魅力に気づき、理解を深め、誇りと愛着を育みながら、自ら積極的かつ主体的にまちづくりに活かしていけるような施策を展開していくことが求められる。

見方を変えれば、総括的な調査や研究が不十分であるがゆえに、市内のどこにどの程度の歴史文化資産が存在し、どのような状況に置かれているかなどの全体像が把握できておらず、まだまだ見出されていない相当数が眠っているものと推測され、これらの資産が、既存の認知されている資産と相まって、宗像の歴史文化をさらに広げ深めてくれるものと期待される。

一方、これまでの調査や研究により、価値が確認されている文化財については、市ホームページや広報誌、そして市の歴史文化を総合的に扱っている海の道むなかたでの展示や企画展など、様々な媒体や機会を捉えて、その価値を市民や観光客に発信してきているが、わかりやすく親しみの持てる内容、また、近年の新たな調査成果を十分反映した内容とはなっておらず、さらに、個々の歴史文化に関する情報の背景にある宗像の歴史文化を総合的に発信する場や機会も不十分なことが大きな課題となっている。

(5) 歴史文化を活かした観光振興の推進に関する課題

本市は、数多くの歴史文化資産に恵まれているが、その多くは歴史や伝統の価値が十分に認識されておらず、市民の誇りと愛着の源泉となることはもとより、本市の魅力を高め、地域活性化や観光振興に寄与する可能性についても理解が十分とは言えない。

地域活性化や観光振興を通じて、市民や来訪者が歴史文化資産の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうためには、それぞれの場所に「点」として存在しているこれらの資産をネットワークでつなぐ回遊性が不足しており、その風情や佇まいを感じにくい状況にある。本市の歴史的風致を構成する要素である歴史的建造物や伝統的な活動等のまちづくりにおける活用が、それぞれ単体としてはあっても、相互に関連して行われることが少ない現状にあり、それぞれのいわれを辿ると個々の歴史文化資産の関係性が見えてくる場合がある。一定のテーマやストーリーでこれらをつなぎ、宗像の魅力を「面」としてわかりやすく体験を通じて感じられるような環境づくりや観光客の受入環境整備の促進が求められる。

市内の歴史文化資産を相互に巡るような新たな周遊ルートや移動手段を想定すると、サイン・案内板、案内所や休憩所等の滞留拠点施設が不足しているほか、地域によっては、通行する自動車等によって安心して散策できる歩行者空間が確保されていないことから、これら歴史文化資産を周遊できる快適な回遊性の向上が大きな課題となっている。

具体的には、歴史文化資産をつなぐサインや地域の歴史文化を理解するための案内板や説明板が不足している、統一感に欠けている、老朽化しているなど量的にも質的にもこれらの充実が求められる。

このほか、周遊するのに必要となる駐車場の不足や観光バスの入れない狭い道路等もあり、駐車場やアクセス道路の確保に加えて公共交通の利用促進も課題となっている。

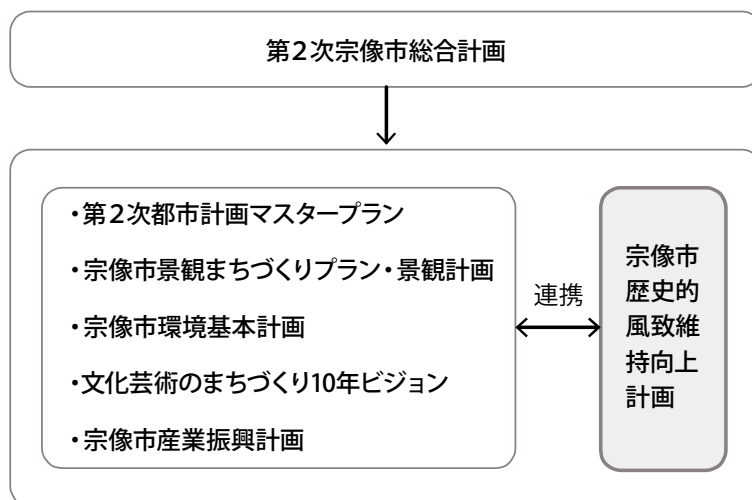
さらに歴史的風致を構成している唐津街道赤間宿は、幹線道路の抜け道として利用する車両の通行もあり、歩道が設置されていない生活道路や歩道幅員が狭い道路では、歩行者に対する安全対策も課題となっている。さらに、唐津街道の赤間宿では、空き家の増加に伴い、宿場町の風情（観光資源）が損なわれるおそれがあることから、空き家を活用するなど、賑わいの創出や支援が必要である。

さらに、地域づくりには、自立した個人からなる市民社会・コミュニティを形成する必要があり、新たな時代を先導する地域リーダーの確保とそれを引き継ぐ広範な人材育成が課題となる。

2. 上位関連計画の状況と関連性

本計画は第2次宗像市総合計画を上位計画に位置づけ、各種関連計画と連携して事業等を推進する。

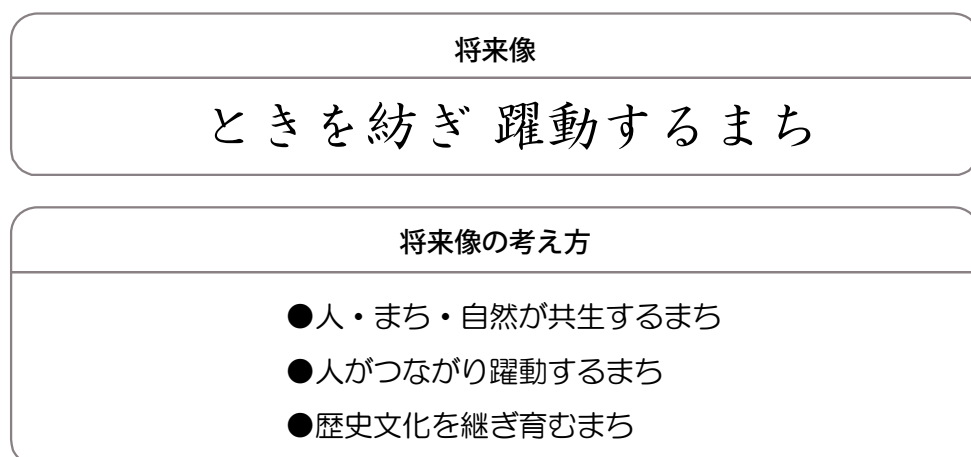
図 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係



(1) 第2次宗像市総合計画（平成27年（2015）3月策定）

本市は平成27年（2015）3月に第2次宗像市総合計画を策定した。総合計画では、市民憲章を踏まえ、平成27年（2015）度から平成36年（2024）度の10年間にわたる本市の目指すべき姿を、将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」としている。また、将来像の考え方として「人・まち・自然が共生するまち」「人がつながり躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」と示されるなかで、「歴史文化を継ぎ育むまち」では、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、何世代もの先人により守り引き継がれてきた歴史文化を世代を超えた共有の財産と捉え、次世代に引き継いでいくことを目指すことが謳われている。

図 第2次宗像市総合計画の構成



(2) 宗像市第2次都市計画マスタープラン（平成27年（2015）5月策定）

本市では、平成19年（2007）5月に「宗像市都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画区域の拡大や市街地整備等の諸施策に取り組んできたが、目標年次である平成27年（2015）を迎え、少子・高齢化の進展や大規模住宅団地の老朽化などは一層顕著となり、安全で快適に暮らし続けられる生活環境の維持が困難になりつつある。これらの課題に適切に対応するとともに、本市が目指すべき都市像の実現に向けての道筋を明らかにすることを目的として、「第2次宗像市都市計画マスタープラン」を策定した。

「第2次宗像市都市計画マスタープラン」では都市づくりの課題に適切に対応していくため、都市づくりの3つの視点を示している。

1. 自然、歴史などの環境と共生し、持続的発展が可能な都市づくり
2. 量的な拡大より既存ストックを有効に活用し、質を高めることにより、市民誰もが暮らしやすい都市づくり
3. 人と人の連携を強め、地域コミュニティのある自律した都市づくり

以上を踏まえ、都市づくりの理念を「宗像版集約型都市構造の形成」として、現在まで本市で築かれた既存ストックを有効に活用し、宗像市にふさわしいコンパクトで中味の充実した良質で暮らしやすい都市づくりを市民・事業者・行政の協働で進めている。

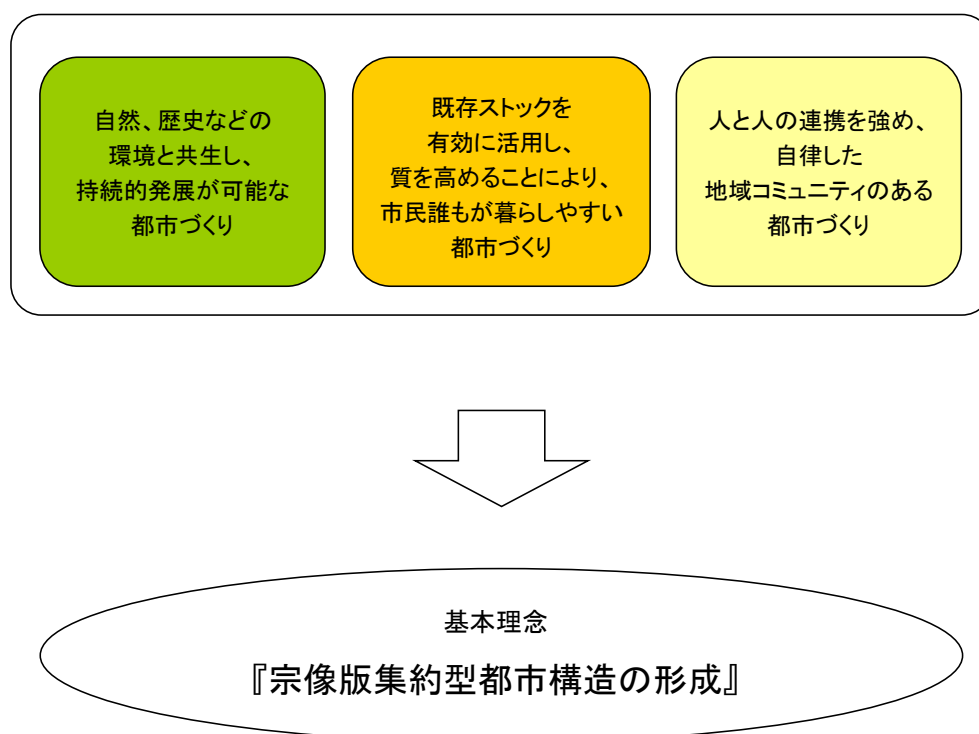
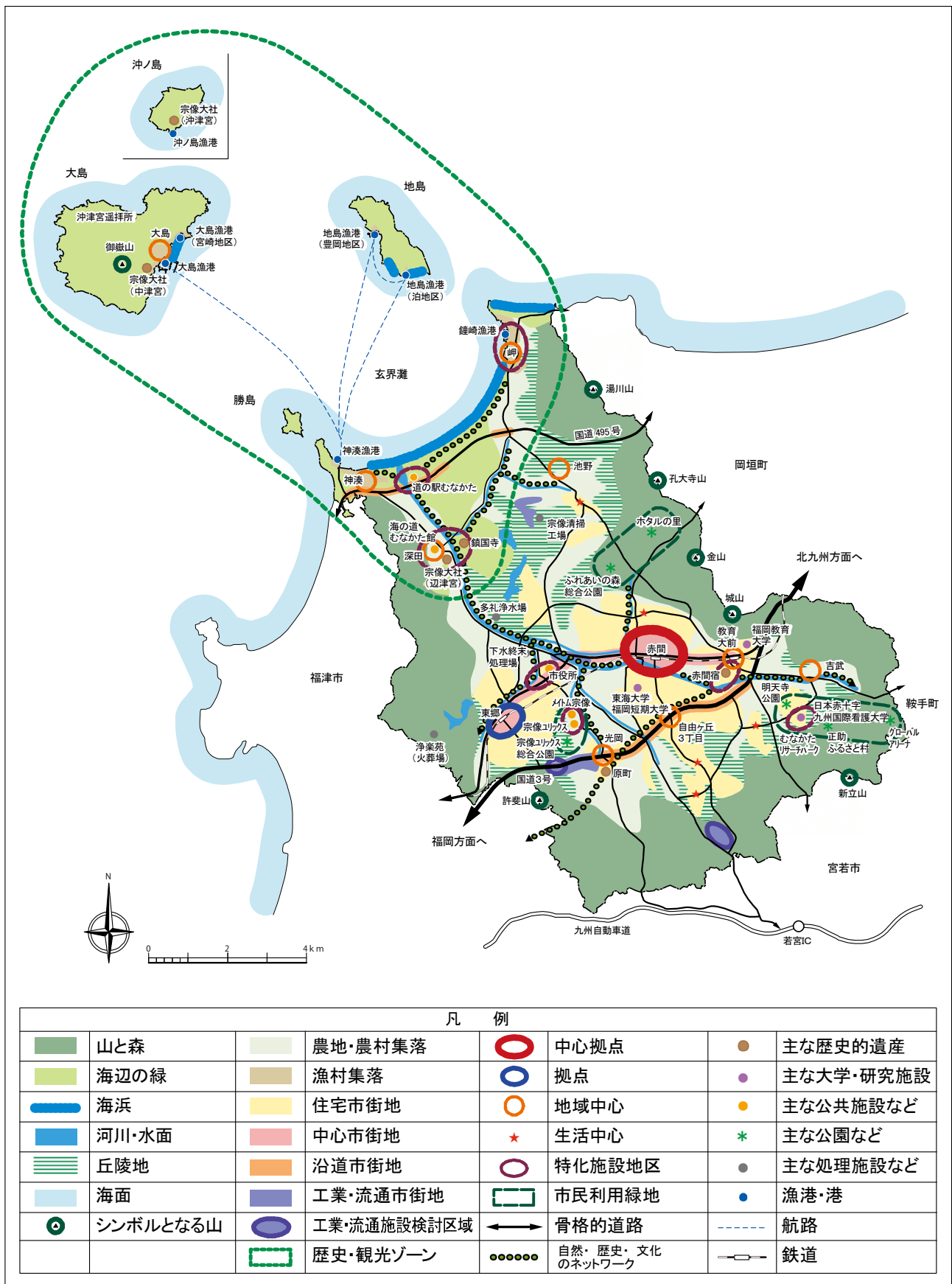


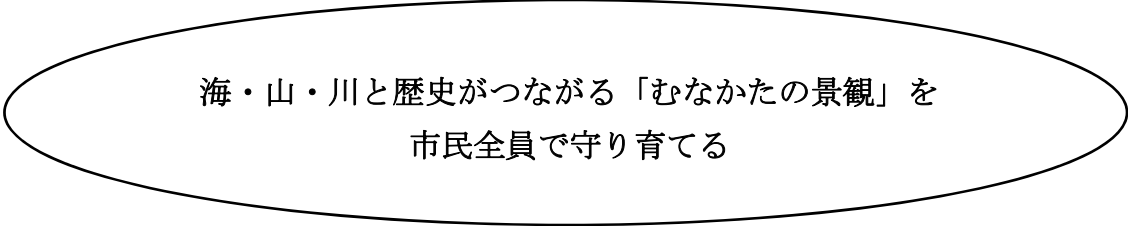
図 全体構想（資料：第2次宗像市都市計画マスタープラン）



(3) 宗像市景観まちづくりプラン・景観計画（平成 26 年（2014）7 月策定）

本市では、市民全体の共有財産の景観を守り育てていくためには、市民全体で共有できる景観まちづくりに関する方針を明示し、それを担保するルールづくりを行うことが重要と捉え、景観まちづくりにおいて今後目指すべき姿やそれに向けての目標及び方針を総合的に定めるため、景観まちづくりのあり方の骨格を示す「宗像市景観まちづくりプラン」を平成 26 年（2014）7 月に策定した。

景観まちづくりの実践にあたっては、市民参加のもと、個別の景観要素の魅力向上と全体のつながりの中での魅力向上の両輪で取り組む必要があり、本プランでは以下の理念を本市の景観まちづくりの目指す姿として掲げている。



海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を
市民全員で守り育てる

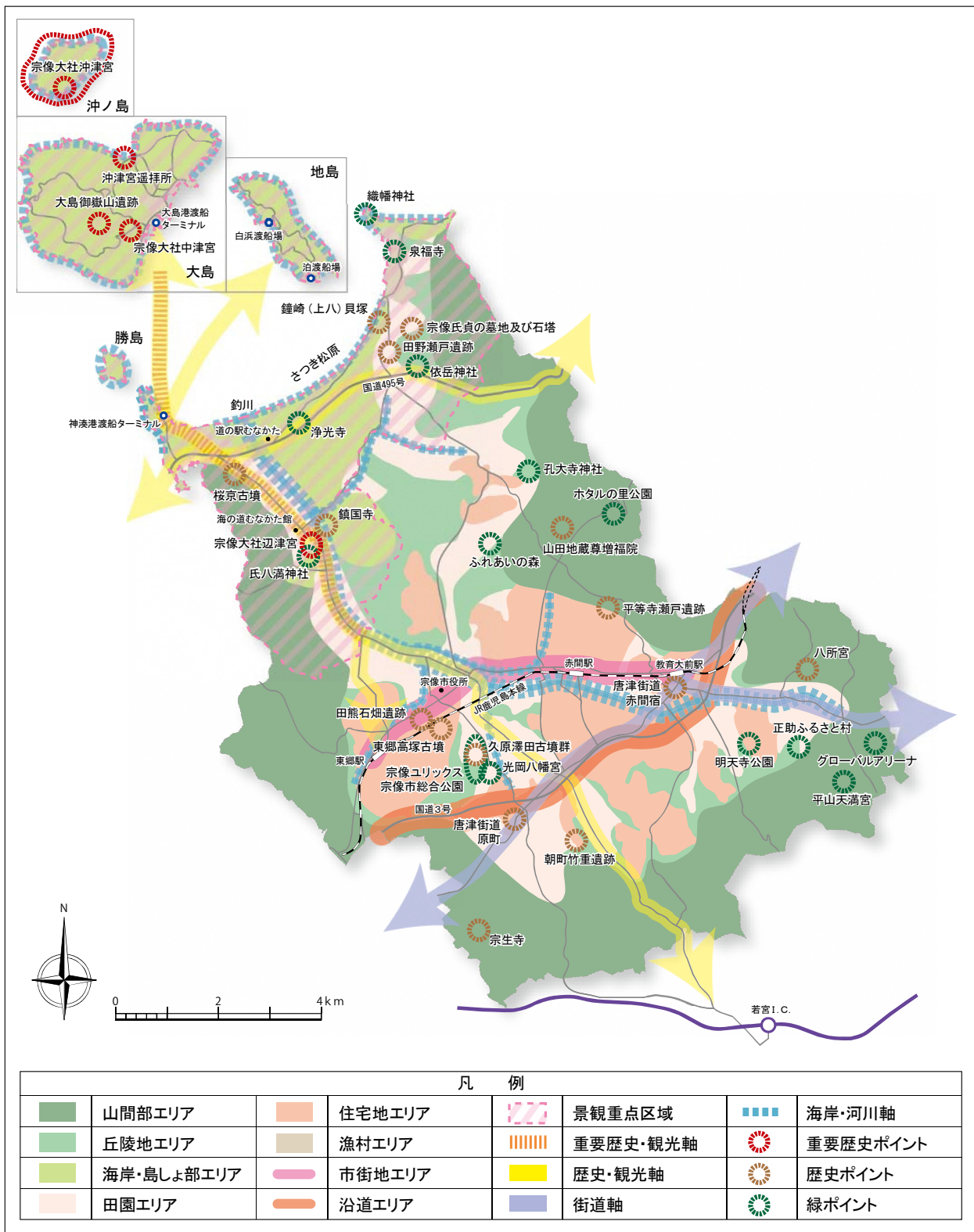
また、「宗像市景観計画」は、「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定めている。

景観計画では、基本方針を以下の 3 つとしている。

- (1) 歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成
- (2) 海、山、川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成
- (3) 住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成

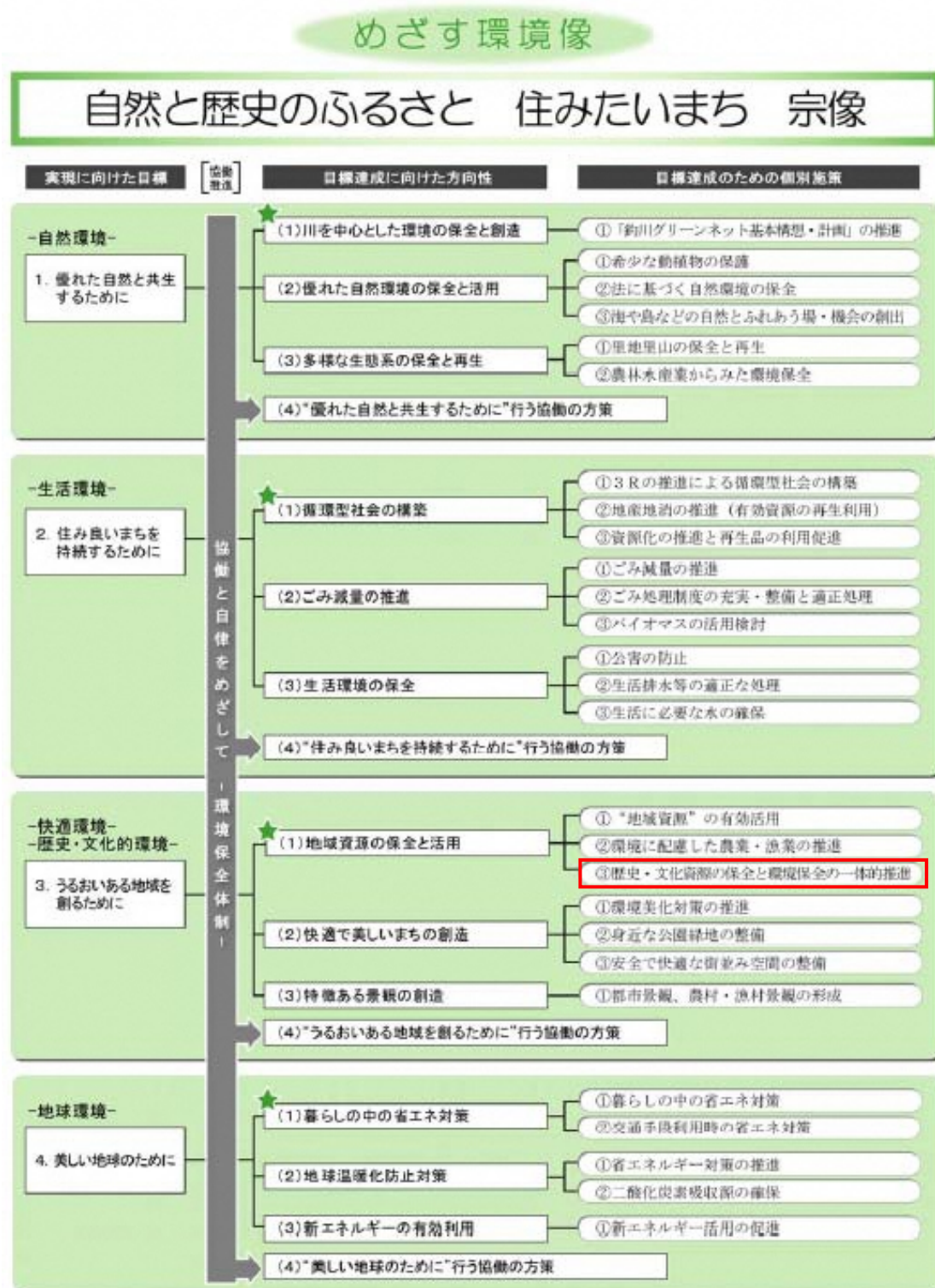
この基本方針を踏まえ、8 つのエリア、3 つの景観軸、さらに景観重点区域（3 区域区分）ごとに景観形成方針を設定している。

図 景観形成方針図（資料：宗像市景観まちづくりプラン）



(4) 環境基本計画（平成 25 年（2013）3 月策定）

「環境基本計画」は、総合計画が目指す都市像を環境面から実現するための環境行政のマスタープランであり、本市の環境保全・創造に関する各分野の施策・事業の基本となるものである。めざす環境像として「自然と歴史のふるさと 住みたいまち 宗像」を掲げ、実現に向けた4つの目標を示し、目標達成に向けた取り組みを推進している。



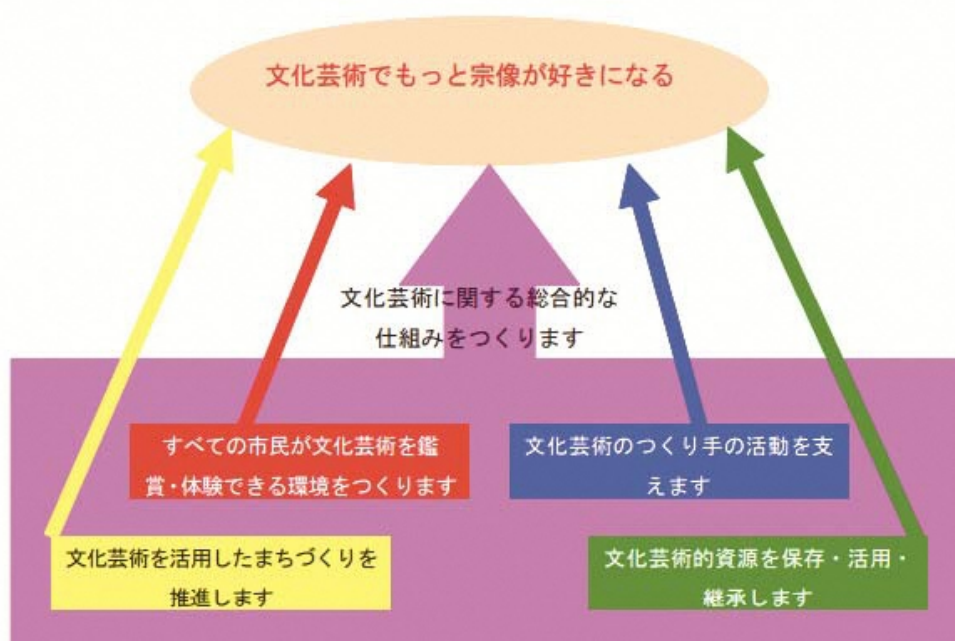
(5) 文化芸術のまちづくり 10 年ビジョン（後期）（平成 28 年（2016）12 月策定）

本ビジョンは、宗像市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興を通じて総合的なまちづくりを推進するために創られたものであり、広範な領域にわたる文化芸術の振興のための施策及び事業の指針と、市民等、民間団体等及び市と多様な主体との文化芸術に関する協働の役割など、推進のために必要な事項を定めたものである。これまでも着実に歩みを進めてきた多様な文化芸術活動をさらに振興し、文化芸術によるまちづくりへと展開していくための目指す将来像や基本目標、それを実現するための重点プロジェクトについて示している。

目指す将来像

「文化芸術でもっと宗像が好きになる」

- ・ 宗像の文化芸術を知る
- ・ 郷土愛を育む
- ・ 文化芸術の力をまちづくりの推進力とする



(6) 宗像市産業振興計画（平成 28 年（2016）9 月策定）

本計画は、農業・水産業・商工業・観光の各分野に加え、分野を横断した連携によって、宗像市全体の産業振興を実現することを目的に、本市が向かうべき方向と注力すべき具体的施策を示したものである。

また、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界文化遺産の国内候補として選定されたことを受け、その追い風を活かして地域の産業振興を推進するための施策を示している。

【基本理念】

地域の稼ぐ力を引き出す仕組みづくり

基本方針 1 将来にわたる生産・供給体制の確立

基本方針 2 地域内消費の拡大

基本方針 3 世界遺産登録を見据えた持続的な交流の促進

基本方針 4 農水商工観光の一体的推進に向けた分野連携の強化

基本方針 5 商品価値の向上につながる地域ブランドの育成

第 1 章 計画の基本方針		第 2 章 分野別計画		第 3 章 分野連携計画				
基本理念	課題	基本方針	分野	施策の区分	取組事業	数値目標	施策の区分	取組事業
地域の稼ぐ力を引き出す仕組みづくり	後継者不足などにより供給体制が十分でない	基本方針 1 将来にわたる生産・供給体制の確立	農業分野	1 経営規模の拡大と効率化の推進	■経営規模の拡大と雇用の集約化に対する支援 ■高性能な農業機械や施設の導入に対する支援 ■農産物販売の拡大に対する支援	・農地集積割合	1 地域産品のブランド力強化と地産外消 ■消費ニーズを踏まえた生産環境連携 ■個別商品ブラッシュアップ支援 ■むなかた商品ブランド戦略構築 ■観光物産及び地域 P R ■ふるさと寄附活用やサ博会開催 2 商品開発を支援する仕組みづくり ■特産品開発・販路拡大のためのネットワーク構築 ■6 次産業化・農水商工観光連携ビジネスプラン講習会の開催 ■世界遺産土産品の開発(再掲) ■地域創造ビジネス創出の支援 3 組織間連携による観光の魅力づくり ■地場産業と連携した体験メニュー・着地型ツアーの作成 ■市内飲食店への地元食材流通に向けた検討 ■食のキャンペーンの開催 ■組織間の連携による新たな切り口での観光推進 4 道の駅むなかたを活用した販路拡大 ■特産品開発・販路拡大のためのネットワーク構築(再掲) ■販路拡大事業の実施 ■販路拡大のための販売場所の確保 ■P R マーケティング支援 5 さらなる民間との連携推進 ■民間企業・NPO/NGO 等の各分野への活用検討 ■国内外への販路開拓 ■観光プラットフォームの MICE 機能強化検討 6 企業誘致の推進 ■新たな産業用地の確保 ■企業誘致に向けた情報収集の強化 ■誘致活動の推進 ■新たな立地支援策の検討 7 男女共同参画の推進 ■就業条件・就業環境の整備 ■女性グループ等の人材育成及び支援	
	地域内での流通や消費につがっていない	基本方針 2 地域内消費額の拡大		2 新規就農者の確保・育成	■新規就農希望者に対する総合的な相談・支援体制の構築 ■新規就農希望者の確保と育成 ■農業法人の設立や農業参入に対する支援 ■新規就農者の農業経営の早期安定化に向けた支援	・新規就農者		
	世界遺産登録を視野に入れた観光客の受入体制が十分でない	基本方針 3 世界遺産登録を見据えた持続的な交流の促進		3 農地の保全活動に対する支援	■多面的機能発揮支援交付金の活用 ■中山間地域等直接支払交付金の活用 ■経営規模の拡大が困難な小規模農業者に対する支援	・農業者の売上高		
	農水商工観光各分野間の連携が不足している	基本方針 4 農水商工観光の一体的推進に向けた分野連携の強化	水産分野	1 水産物のもうかる仕組みづくりの構築	■漁協経営基盤の強化 ■水産物の販路拡大事業 ■水産加工品開発事業 ■養殖漁業の事業化の支援	・宗像漁協の売上高		
	地域のブランド力が十分でない	基本方針 5 商品価値の向上につながる地域ブランドの育成		2 漁港・漁業施設等の計画的な整備	■水産流通基盤整備事業（鐘崎漁港）の実施 ■水産物供給基盤機能保全事業の実施	・宗像漁協組合員の漁業所得		
				3 漁場再生事業の推進	■塩田造成（投石等）事業・海底資源調査等の実施 ■漁場のモニタリングの実施 ■種苗放流事業の支援	・市内総生産（卸売・小売業、サービス業） ・創業数 ・中心商業地等の新規出店数		
			商工業分野	1 域内消費額の拡大	■地元食材の市内流通促進 ■地域商品券の発行	・市内総生産（卸売・小売業、サービス業） ・創業数 ・中心商業地等の新規出店数		
				2 中小企業の経営安定と創業支援	■中小企業の経営支援 ■創業支援	・市内総生産（卸売・小売業、サービス業） ・創業数 ・中心商業地等の新規出店数		
				3 中心商業地等の活性化	■中心商業地等での賑わい創出支援 ■空き店舗などへの店舗誘導	・市内総生産（卸売・小売業、サービス業） ・創業数 ・中心商業地等の新規出店数		
			観光分野	1 宗像版観光プラットフォーム確立による消費額拡大	■旅行商品の企画・開発、情報発信、営業の実施 ■各地型観光キャンペーンの企画・実施 ■観光による経済効果調査の実施	・観光入込客数 ・観光による市内消費額		
				2 観光拠点施設を核とした市内周遊の強化	■公共交通機関との連携強化 ■東部地区の観光周遊ルートの作成 ■大島・地島の魅力発信と観光周遊ルートの作成 ■市内周遊イベントの実施	・観光入込客数 ・観光による市内消費額		
				3 広域連携チームによる観光 P R と受入体制の強化	■観光ガイドブックの製作（モデルルートの設定） ■観光プロモーションの実施 ■イベントを活用した観光 P R の実施 ■物産館・直売所をつなぐ仕組みづくり	・観光入込客数 ・観光による市内消費額		
				4 世界遺産来訪者の受入対策の実施	■国道 495 号・宗像大社辺津宮周辺の店舗誘致・誘導 ■観光ボランティアの養成 ■ホテル・旅館・食堂等の受入準備、充実強化 ■Wi-Fi・サインの整備、回遊性向上の仕組みづくり ■世界遺産土産品の開発 ■大島・地島の来訪者対策の強化	・観光入込客数 ・観光による市内消費額		
				5 スポーツ観光の推進	■スポーツ大会や合宿などの誘致 ■スポーツ大会の開催 ■食事の提供や土産品の販売	・観光入込客数 ・観光による市内消費額		

(7) 宗像市地域防災計画（平成 28 年（2016）3 月修正）

「地域防災計画」は、宗像市の市域において地震や風水害等の災害が発生した場合、宗像市が実施すべき事務または業務を中心とし、県、関係機関、市民等の役割を明確にした基本的かつ総合的な計画である。この計画に基づき、市、県、関係機関、市民等が一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命や財産を災害から守り、被害の軽減を図ることを目的としている。

文化財に関する記述としては、風水害又は震災の際の文化財の保護に関して対応方針が示されている。

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を市民対策班に通報する。

市が所有・管理する文化財については、市民対策班がその被害状況を調査し、市域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

(8) 宗像市離島振興計画（平成 25 年（2013）4 月策定）

「宗像市離島振興計画」は大島と地島を対象としており、離島の自立的発展を促進し、人口減少の防止並びに定住の促進を図るため、生活環境の整備や福祉の充実、地理的・自然的特性を活かした産業振興、地域間の交流の促進等に関する施策の基本方針及び施策を示すものである。

文化の振興に関する方針としては、島内の伝統行事や文化財の保存、継承が挙げられている。また、観光の振興に関する方針として、世界遺産構成資産の活用が挙げられており、具体的な施策としてガイドランス機能の強化、観光ルートの開発、景観に配慮したトイレや駐車場の整備、世界遺産の説明ができる観光ガイドの育成などが挙げられている。

3. 歴史的風致の維持向上方針

(1) 基本理念

宗像における人々の生活の起源は、古くは旧石器時代にはじまり、平成の時代へと続いている。

そうした時の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を、後世に伝え残していく責務がある。

折しも、平成 29 年(2017)に、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』は世界遺産登録された。宗像が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと宗像への誇りと愛着を一層確かなものにするとともに新たな文化を生み出し、これらを地域の活性化や観光の振興につなげることなどにより、まちを躍動させることが求められている。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちづくりに関わり、誇りと愛着を持って宗像の歴史を語り合い、皆で糸を撚よるかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

「ときを紡ぎ躍動するまち」

(2) 歴史まちづくりの視点

大切な地域の自然や歴史文化資産を保存、保全するだけでなく、様々な視点から新たに発見しようとする、喪失したものを場合によっては再生し、周知をひろめるものを新たに創造しようとする、さらにはそれらを継承し生活や生産活動、観光などに活用すること、そしてこうした発見・調査・評価・保存・再生・維持・継承・活用といったサイクルをモニタリングする仕組みを構築する。

(3) 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致の維持向上に関する課題と、上位計画や関連計画との整合や連携を踏まえ、将来にわたって、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るため、歴史上価値の高い建造物(「物」)、その建造物周辺にある風情・情緒・たたずまいといった環境(「場」)、そこで繰り広げられる地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動(「人」)、そして、それらが相まって形成される歴史的風致としての「一体的な価値」の4つの視点から、以下のとおり5つの基本方針を定める。

①歴史的建造物の保存・活用に関する方針

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物は、地域の財産として、また地域の顔として良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、地域で支え、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組む。

歴史的建造物のうち、既に文化財の指定等の措置が講じられているものについては、引き続き、国・県・市や学識経験者の指導、助言のもと、文化財保護法等に基づき適切に保存管理するとともに、一般公開するなど積極的な活用を促進する。保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。

一方、歴史的風致を構成している未指定の歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推進し、必要に応じて、文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市条例に基づく資産の指定等を検討するなど新たな評価を行い、その保存・活用を図る。

指定・未指定に関わらず、歴史的建造物の保存に対する所有者の理解を促進するための啓発とともに、修理・修景等への助成やクラウドファンディング等を活用した資金調達など、所有者の維持管理の負担軽減に係る支援制度の充実を図り、生活等にも配慮した上で、一般公開など公民連携による積極的な有効活用も促進する。

なお、市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて、耐震や防火対策、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進めるとともに、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。

具体的には、史跡宗像神社境内地や鎮国寺については、発掘調査を継続して実施し、歴史的な価値を深めていくとともに、その成果に基づく整備に向けた検討を行っていく。八所宮のように老朽化等が見受けられ、将来的な保存管理に懸念が持たれる建築物については、損傷状態の現状を調査・把握し、修理・整備の優先順位を付け、適切な方法で再生を図る。このほか、火災等による歴史的建造物の滅失を防ぐため、歴史的建造物の耐震性や耐火性の向上・防火設備の設置等の対策や盗難等による歴史的建造物の滅失を防ぐため、歴史的建造物の防犯設備の設置等の対策を図る。

②歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する方針

まず、歴史文化的な意義や価値を積極的に評価し、その特性を向上させていくような環境整備や景観形成をもって近接する重要な文化財の環境をも保全していく。

歴史的なまちなみや良好な景観を保全・活用することは、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化にもつながる。このため、本市固有の自然・歴史・くらしをつなぎ、美しく風格

ある景観を創造する。

市全域において、良好な景観の形成に向け、景観計画や屋外広告物条例に基づき景観形成重点地域等の指定をし、建造物等の形態意匠等の規制・誘導等を行っている。引き続きこれらの取組みを進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、建造物等の外観修景や除却、集約化、道路の美装化や電柱電線類の無電柱化等を実施し歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善を図る事業を推進することで、歴史的建造物とその周辺地域との一体的な景観形成に規制と事業の両面から取り組む。

具体的には、歴史的建造物やその周辺建造物等の景観上の改善による歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、その外観修景に対し支援を行うほか、良好な景観を阻害する要素の除却についても、促進策を講じる。また、文化財防災と一体となった歴史的なまちなみの防災性の向上などその対策について検討を進める。

③歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する方針

受け継がれてきた祭礼等の伝統行事は、各々の文化的価値に加え、誇りや愛着の醸成の場や機会になることはもとより、地域活性化や観光振興にもつながることから、地域住民や専門家等と連携しながら、状況に応じて、活動の継承のために必要となる実態調査や記録作成等について支援を行い、担い手となる後継者の育成につなげる。

また、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域で歴史や伝統を反映した活動の継承を支えることのできる仕組みや環境づくりも進め、住み続けたい地域づくりを図る。

具体的には、地域の祭礼等の伝統行事については、地域固有の希少性や継承の必要性等を内外に周知し、活動の担い手がこれらを誇りに思い、やりがいを感じ、守っていなければならないという機運を醸成し、学校教育の場や継承に取り組む組織と連携協力しながら後継者の発掘や育成に努めるとともに、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援を行う。

さらに、日々の生活に溶け込んでいる風俗習慣等に新たな価値付けを行い、その支援・継承を図る。

④歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する方針

世界文化遺産の価値は、国が指定・選定した文化財を保護するだけでは到底守れるものではない。地域では、保護されている文化財ばかりでなく、身近にある「歴史文化資産」を意識的か無意識的かは別として、地域住民が使いこなしていることで、構成資産を取り囲むいわゆる「歴史的風致」は維持継承されている。そうした保護の手が届いていない「歴史文化資産」を調査し普及啓発しなければ、今後は、無意識下に継承されている「歴史文化資産」は確実に失われていく。つまり、市民や来訪者に宗像の歴史文化をわかりやすく伝え、より深く理解してもらうためには、その価値や魅力をテーマごとに編集・整理し、広く効果的に情報発信することに加え、身近で楽しめるものとして歴史文化が見える化(可視化・顕在化)されており、体感を通じて、容易に理解できることが重要である。また、歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素への市民等の理解が最も重要であることから、これらの普及啓発に努め、歴史まちづくりに対する市民意識の向上を図る。

具体的には、未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、そして発掘調査等の検証が行われていない埋蔵文化財については、文献史料や発掘による学術的調査を順次実施し、歴史的史実の把握、

価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点等も明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、本市の歴史文化資産の全容解明に努める。そして調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定や、景観重要建造物等への指定により、将来への確実な保存と積極的な活用を進めていく。また、普及啓発として、市民一人ひとりが歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛情を持てるよう、各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する。

特に、宗像大社・沖津宮については、「見える化」への各種の取組みにより、その歴史的価値や魅力がまちに表出し、視覚的に感じることができるよう検討を進める。

⑤歴史文化資源を活かした地域活性化や観光振興に関する方針

本市にとって、歴史文化資産は、都市の魅力であり、観光資源でもある。これら歴史文化資産の確実な保存を前提に、再編集し物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化や観光振興の面からも活かしていくことは、その役割や可能性を高めることであり、保存・活用を一層進めることにもつながる。社寺を始めとする歴史的建造物やその周辺の市街地と、祭礼等の伝統行事、伝統産業や工芸等の伝統的な活動とが一体となって、より一層それらが魅力的なものになるという認識のもと、これらが地域活性化や観光振興につながるまちづくりを展開する。

その主たる方向は、人材・生産物・資金・歴史・環境など地域の自然・人文に関する地域資源を活用し、身の丈に合った個性豊かな観光地域づくりを図り、地域の人々が地域資源を活かして創りあげた日常の「暮らし」や「生活習慣」を観光吸引力の中心とする。

具体的には、宗像の歴史文化の特徴を、様々な歴史的建造物や伝統的な活動との組み合わせによりつなぎ、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地として、交通アクセスも含めてネットワーク化した「観光周遊ルート」の形成に取り組み、内外へ積極的に情報発信することで、旅行者の周遊を促進する。その際は、バスやタクシー等を活用したルート設定など、観光交流の促進に向けた交通環境の整備も検討していく。

また、宗像の歴史文化を視覚的イメージとして目で見ることができ(見える化)、そして体験的に理解できる(体感)ことが重要であるとの認識のもと、宗像ならではの着地型観光に向けて、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態であるニューツーリズムなど地域の特性を活かした多様な施策を検討するとともに、観光案内機能の充実など受入環境整備の促進も図る。

これら一連の取組みは、市民が宗像の魅力や地域で受け継がれる歴史文化資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取組みでもあることから、歴史文化を活かしたまちづくりの活動団体等への情報提供や活動に必要な支援を行うことにより、市民が主体となって取組みを推進する仕組みを構築するとともに、文化財の所有者や関係団体との連携、そして関係団体相互の連携を促し、活動のより一層の推進に取り組む。

このほか、歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上するため、市民や旅行者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる歩行者空間の整備、休憩等の滞留拠点施設やサイン・案内板の整備や充実も図る。

また、歴史文化資産の周辺のアクセス道路や駐車場対策と併せて、公共交通の利用促進や流入する自動車交通の抑制対策も総合的な検討を進める。

4. 計画の実施体制

計画の実施体制を以下に決定します。

図 歴史的風致維持向上のための推進体制

